

税務相談会のお知らせ

年が明ければ、まもなく確定申告の時期を迎えます。
本年度も商工会各支所では税理士さんを招聘して税務相談会(決算・所得税・消費税ほか税務全般)を開催いたします。
ご希望の方は商工会各支所までお申し込み下さい。
支所によって日程・時間帯が違いますのでご注意下さい。



相談時 ご持参いただくもの

- 前年度(23年)の申告書・決算書
- 税務署から送付された24年の決算書・申告書・消費税申告書(対象者のみ)
- 年金受給・給与所得がある方 それぞれの源泉徴収票
- 社会保険証明書 厚生保険・年金、国民年金、国民年金基金、国民健康保険料
- 減価償却資産 建物、建物付属設備、構築物、機械、車両運搬具、工具器具・備品で24年1月1日～12月31日の間に取得し、その価格が10万円以上のもの～取得価格・下取り価格が確認できる契約書
- 各種証明書 生命保険証明書(一般生命・介護医療・個人年金)、地震保険証明書、小規模企業共済証明書

◆◆◆ 相談会日程 ◆◆◆

- 豊浦町支所：下記3回 いずれも午後2時～午後4時
◆平成25年2月21日(木)・2月26日(火)・3月5日(火)
- 豊北町支所：下記2回 いずれも午前10時～午前12時
◆平成25年2月6日(水)・3月6日(水)
- 豊田町支所：下記2回 いずれも午後2時～午後4時
◆平成25年2月27日(水)・3月6日(水)
- 菊川町支所：下記2回 いずれも午後1時30分～午後3時30分
◆平成25年3月1日(金)・3月8日(金)

■詳細は各支所にお問い合わせ下さい

下関市商工会は

あらゆるニーズに対応します

豊浦町支所 083-772-0625

豊北町支所 083-782-0147

豊田町支所 083-766-1119

菊川町支所 083-287-0204

会報

下関市商工会 083-772-0625

第17号

発行日
平成24年12月27日



目次

■年末のご挨拶 会長 杉井 幸太郎	1
■会員親睦交流会の ご案内	
■金融・共済制度 ・国の教育ローン ・小規模企業共済	2
■労働情報 ・山口県の最低賃金 ・高齢者雇用 安定法の改正	3
■税務相談会の お知らせ	4

お知らせ

- 今後も会報で実施事業の周知および各種改正等のお知らせをします。
- 年間に3回の会報発行を予定しています。

年末のご挨拶

会長 杉井 幸太郎

3年前の第45回衆議院選挙(2009年8月・定数480)は民主党が単独過半数をはるかに上回る308議席を獲得し、歴史的な大躍進という結果となり、政権交代となりました。

今回、野党第1党の自由民主党は294議席を獲得する大勝で第一党に振り返りました。また、公明党の31議席と合わせて衆議院再可決が可能となる3分の2を超える325議席を獲得。一方、与党民主党は改選前の230議席からほぼ4分の1に留まる57議席しか獲得できず、壊滅的な惨敗を喫しました。

皆様の予想とは如何だったでしょうか? 来年7月には参議院選挙が行われます。安倍新政権に期待することはエネルギー政策、消費税等いろいろありますが、まずは景気回復、長期のデフレ状況からの脱却施策でしょうか。ぜひ日本経済の再生を図っていただきたいものです。

「今年の漢字」は漢字一字を選びその年の世相を表す字であるとして決定、公表する日本漢字能力検定協会のキャンペーンです。1995年(平成7年)より始まり、毎年12月12日の「漢字の日」に発表しています。全国から募集し、今年の漢字「金」が選ばれました。関連する天文現象・数多くの金字塔・かねを巡る問題等で選ばれたようです。因みに2番目に多かったのが「輪」で3番目が「島」だったそうです。また「金」は平成12年にも選ばれており2回目の登場です。

同封しております会員親睦交流会のご案内ですが、会員が一堂に会する絶好の機会です。皆様の積極的なご参加をお待ちしています。

最後になりましたが会員の皆様、ご家族の皆様のご健康とご多幸、来年こそは明るいニュースであふれる、穏やかな年になりますように祈念し年末の挨拶とさせていただきます。では皆様 良い年をお迎え下さい

下関市商工会 会員親睦交流会

平成25年2月1日(金) 12:00～
川棚グランドホテル お多福

平成25年1月7日(月)より各支所で受け付けます。(先着200名)
詳細は別紙チラシまたは各支所へお問い合わせ下さい。

「国の教育ローン」のご案内

(日本政策金融公庫 国民生活事業部)

「国の教育ローン」は、
高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学するお子様をお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。



【ご融資額】 学生・生徒1人あたり300万円以内

【利率】 年2.45%（固定金利、平成24年12月25日現在）
（母子家庭の方の利率は年2.05%）

【ご返済期間】 15年以内（交通遺児家庭または母子家庭の方については18年以内）

【お使いみち】 入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

【ご返済方法】 毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済も可能）

※東日本大震災により被害を受けた皆さまに「災害特例措置」を実施しています。

◆ご利用いただける方など、お申込に関するご相談は教育ローンコールセンターまでお問合せください。

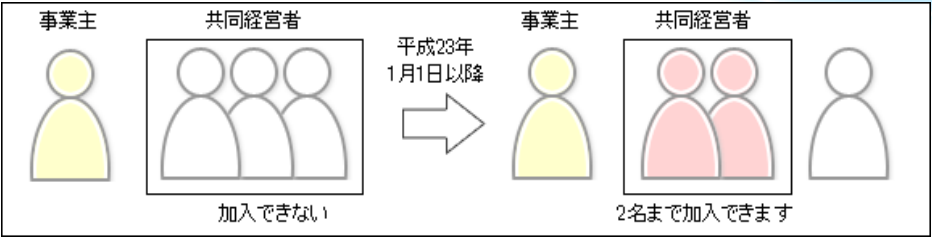
- ・教育ローンコールセンター TEL 0570-008656（ナビダイヤル）
- ・ナビダイヤルがご利用いただけない場合の電話番号 TEL (03)5321-8656

小規模企業共済

小規模企業の個人事業主が事業を廃止した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、第一線を退いたときに、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる共済制度です。

★平成23年より、個人事業主の「共同経営者」で一定の要件を満たす方が、小規模企業共済に加入できることとなりました。

○共同経営者とは
個人事業の経営に携わる方で、一定の要件を満たせば、個人事業主の配偶者や後継者、親族以外の方も加入することができます。
ただし、加入できる共同経営者は一事業主につき「2名」までとなります。



共済金は税法上「退職所得扱い」または「公的年金等の雑所得扱い」となります。

事業資金等の貸付制度が利用できます。
(担保・保証人は不要) 地震、台風、火災等の災害時にも貸付を受けられます。

廃業時・退職時に、共済金を受け取れます。
受け取り方法は一括・分割・併用のいずれかを選べます。

掛金は毎月
1,000円～70,000円の範囲内で自由に選べ、
全額所得控除となります。

山口県で適用される最低賃金は、現在、次のとおり決定されています。常用・臨時・パート・アルバイトなどの雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者に適用されます。派遣労働者には、派遣先の事業に適用される最低賃金が適用されます。
使用者は、この最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできませんので、ご注意下さい。

最低賃金の名称	最低賃金	効力発生の日	○山口県最低賃金は、山口県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。 ○下記の産業で働く労働者にはそれぞれの特定（産業別）最低賃金が適用されます。
	1時間		
山口県最低賃金	690円	24.10.1	

最低賃金の名称	最低賃金 1時間	効力発生の日	特定（産業別）最低賃金から除外され、山口県最低賃金が適用されるもの	
			適用除外業種	適用除外者及び適用除外業務
特定（産業別）最低賃金	鉄鋼業、非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	820円	◇高炉による製鉄業 ◇非鉄金属素形材製造業のうち非鉄金属鍛造品製造業	◇18歳未満又は65歳以上の者 ◇雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ◇清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ◇手作業による洗浄、包装又は箱詰め業務に主として従事する者 ◇倉庫番又は場内整理の業務に主として従事する者
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	748円	◇自動車用ワイヤハーネス製造業 ◇民生用電気機械器具製造業 ◇医療用計測器製造業（ただし、心電計製造業は特定（産業別）最低賃金の適用有り。）	◇18歳未満又は65歳以上の者 ◇雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ◇清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ◇手作業による洗浄、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
	輸送用機械器具製造業	795円	◇航空機・同付属製品製造業 ◇産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ◇その他の輸送用機械器具製造業（ただし、自転車・同部分品製造業は特定（産業別）最低賃金の適用有り。）	◇18歳未満又は65歳以上の者 ◇雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ◇清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者 ◇手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは小型機械を用いて行うかしめ、簡易な組立、レッテル貼り、電線切断又は簡易な部分品の検査の業務に主として従事する者 ◇手工具又は小型手持動力機を用いて行う簡易なバリ取り又は面取りの業務に主として従事する者 ◇手作業による包装、箱詰め、シーリング、マスキング、塗布又は部分品若しくは材料の接着、仕分け若しくは取りそろえの業務に主として従事する者
	百貨店、総合スーパー	710円	21.12.15	◇18歳未満又は65歳以上の者 ◇雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ◇清掃、片付け又は炊事の業務に主として従事する者

平成25年4月1日から希望者全員の雇用確保を図るため改正高年齢者雇用安定法が施行されます。

【改正のポイント】

- 1) 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を、労使協定で限定できる仕組みが廃止されます。
ただし、厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢に到達した以降の人を対象に、基準を引き続き利用できる12年間の経過措置が設けられます。
- 2) 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
「継続雇用制度」の対象者が雇用される企業の範囲が、グループ企業まで拡大されます。
- 3) 義務違反の企業に対する公表規定の導入
高年齢者雇用確保措置に関する勧告に対して是正されない場合は、企業名が公表されることがあります。
- 4) 高齢者雇用確保措置の実施・運営に関する指針の策定
今後、事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運営に関する指針（業務の遂行に堪えない人を継続雇用制度でどのように取り扱うか等）が、労働政策審議会の議論などを経て策定されます。